

公 募 公 告

下記のとおり行政財産使用許可を受けて有償により自動販売機（清涼飲料水等）を設置運営する業者について、次のとおり公募します。

令和8年1月28日

内閣府所管国有財産部局長
東北管区警察学校長

記

- 1 行政財産を使用許可する国有財産部局長の官職及び氏名
内閣府所管国有財産部局長
東北管区警察学校長 佐藤 卓也
- 2 公募概要
 - (1) 公募に付する事項 国有財産部局長が定める仕様書に基づく自動販売機（清涼飲料水等）の設置及び運営
 - (2) 設 置 台 数 自動販売機（清涼飲料水等） 6台
 - (3) 使用許可する施設 東北管区警察学校
 - (4) 所 在 地 宮城県多賀城市丸山一丁目1番1号
 - (5) 設置に関する詳細 自動販売機設置運営仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 公募資格要件
次の要件をすべて満たす法人又は個人とする。
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 自動販売機営業について、2年以上の実績を有する者であること。
 - (4) 警察庁から指名停止又は取引停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 国税及び地方税を完納していること。
 - (6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (7) 仕様書及び入札説明書の交付を受けた者であること。
- 4 公募応募の方法
本件公募要領及び仕様書等に従い、公募参加申請書等の必要書類を提出すること。
- 5 選考対象者
3の公募資格要件を有する法人又は個人において、4の方法により公募に応募した者とする。
- 6 手続等
 - (1) 公募参加申請書等の提出場所、公募要領・仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
宮城県多賀城市丸山一丁目1番1号 東北管区警察学校庶務部会計課調達管財係
電話 022-366-2121(代)
 - (2) 公募要領等の交付方法
上記6(1)の交付場所にて公募公告掲載の日から随時交付する（ただし、土、日及び祝祭日を除く）。8時30分～11時50分及び12時50分～17時
公募要領等の交付を希望する者は、事前に上記6(1)の問い合わせ先に連絡すること。
 - (3) 申請書類の提出期限
令和8年2月16日（月）17時（郵便により提出する場合も同じ）
- 7 その他
 - (1) 参加に必要な資格を有しない者からの誓約書及び虚偽記載があった誓約書は、無効とする。
 - (2) その他手続等の詳細については、本件公募要領による。
 - (3) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (4) 国有財産使用許可書作成の要否 要
 - (5) 詳細は公募要領及び仕様書による。